

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する事業を行う事業所をいう。以下「事業所」という。）に対し、その生産活動の再起に向けて必要な費用を支援し、利用者の賃金及び工賃の確保を図るために、第3条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(対象事業所)

第2条 この事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を行う者として本市から指定を受けているものであって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 申請日の属する月において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること
- (2) 厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について（平成30年4月10日付障発0410第1号）記1（5）にある令和元年度分の工賃実績を京都府に報告していること
- (3) 次のア又はイの要件に該当すること

ア 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1箇月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。なお、次の（ア）又は（イ）に該当する事業所の対象月は、各号に定めるところによる。）があること

（ア） 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月までの間に発生した事業所における対象月は、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

（イ） 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月までの間に発生した事業所における対象月は、令和2年4月以降の1箇月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

イ 令和2年1月以降、連続する3箇月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。なお、次の（ア）又は（イ）に該当する事業所の対象期間は、各号に定めるところによる。）があること

（ア） 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月までの間

に発生した事業所における対象期間は、当該月から令和元年 12 月までの月平均の生産活動収入に 3 を乗じた額と比べて 30%以上減少した連続する 3 箇月の期間のことをいう。

- (イ) 事業開始後最初の生産活動収入が令和 2 年 1 月から令和 2 年 3 月までの間に発生した事業所における対象期間は、令和 2 年 4 月以降の連続する 3 箇月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和 2 年 3 月までの月平均の生産活動収入に 3 を乗じた額と比べて 30%以上減少した期間のことをいう。

2 前項の規定にかかわらず、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）及び家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると市長が認める国からの補助金等の交付を受けているものについては、対象事業所とはならない。

（補助対象経費）

第 3 条 補助の対象とする経費は、生産活動の実施に必要な経費であって、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成 25 年 1 月 15 日付社援発 0 1 1 5 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用（ただし、利用者の賃金及び工賃並びに職員の給与及びこれに類する経費を除く。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- (2) 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用
- (3) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- (4) 新たな生産活動への転換等に要する費用
- (5) 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用
- (6) その他生産活動の再起に向けて市長が必要と認める費用

（補助金の上限額）

第 4 条 補助金の上限額は、次の各号に掲げる金額を上限に、予算の範囲内とする。

- (1) 1 事業所当たり 50 万円
- (2) 複数の事業所を運営する法人においては、1 法人当たり 200 万円

（補助基準額の算定）

第 5 条 補助基準額は、次の各号の算定式により算出される額であって、前条の額とする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号アに該当する事業所においては、直前の事業年度の年間生産活動収入から対象月の生産活動に 12 を乗じた額を引いた額とする。

(2) 第2条第1項第3号イに該当する事業所においては、直前の事業年度の年間生産活動収入から対象期間の生産活動収入を3で除した額に12を乗じた額を引いた額とする。

(3) 前2号の場合において、事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月以降に発生した事業所における直前の事業年度の生産活動収入の算出方法は、以下のとおりとする。

ア 第2条第1項第3号ア(ア)又は同号イ(ア)に該当する事業所における直前の事業年度の年間生産活動収入は、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額とする。

イ 第2条第1項第3号ア(イ)又は同号イ(イ)に該当する事業所における直前の事業年度の年間生産活動収入は、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助基準額の金額と申請のあった金額とのいずれか低い方の額で市長が認めた額とする。

2 本事業と支援内容が重複すると市長が認める本市、他の地方公共団体又は民間団体からの補助金の交付を受けているときは、前条の規定による額から当該交付を受けている補助金の額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書等」という。)に必要書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請書等を受領したときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付の予定額を決定し、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

(1) 補助金を補助の目的以外の事業に充ててはならない。

(2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金変更承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更とする。

(交付の方法)

第11条 市長は、この補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)からの請求により、概算払により、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金事業実績報告書(第4号様式)によるものとし、事業が完了した日から60日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の決定及び通知)

第13条 条例第19条の規定による交付額の決定は、実績報告が到達してから30日以内に行い、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 市長は、前条の実績報告があったときは、速やかに交付した補助金を精算するものとする。

2 市長は、前条の実績報告により交付決定額について変更の必要があると認めるときは、第8条による交付決定を変更することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(第6号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(調査及び監査)

第16条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者又はその事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(交付決定の取消し及び不当利得の徴収)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付している補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき
- (3) 第16条の規定による物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、若しくは同条の規定による質問若しくは照会について答弁せず、虚偽の答弁をし、若しくは協力せず、又は指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、速やかに、その旨を京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙1 申請額内訳書

申請日	令和	
法人名		
事業所名		
事業所番号		
代表者名		

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1, ※2)がある	
イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3, ※4)がある	

- ※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月
- ※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月
- ※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間
- ※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注) 以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると市長が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せてご提出ください。

(1) 直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)	
※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額	

(2) 次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

① 前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
② 前年同月の生産活動収入(円)	
③ 前年同月比	

イ 1のイに該当する場合

① 連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
② 前年同期の生産活動収入(円)	
③ 前年同期比	

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額	0	

4. 同一法人内事業所の申請状況

複数の就労継続支援事業所を運営している法人の場合は、すべての事業所の申請状況について記入してください。一法人当たりの上限額は200万円となりますので、同一法人内で複数の事業所を運営している場合は、法人内で調整のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

一括申請

複数の事業所分を一括で申請する場合は、一括申請にチェックを入れ、事業所毎に「別添」のシートを作成のうえ、本申請様式と併せて御提出ください。なお、事業所の指定権者が異なる場合は、一括申請はできませんので、個別に申請をお願いします。

①事業所名	②指定権者名	③申請有無	④別添シート名	⑤申請額(円)
合計				0

- ①事業所名・・・法人内の他の就労継続支援事業所名を記入してください。
 ②指定権者・・・本申請の事業所と同一の指定権者の場合は「同一」、異なる場合は指定権者名を記入してください。
 ③申請有無・・・当該事業所における生産活動活性化支援事業の申請有無を記入してください。
 ④別添シート名・・・②で「同一」かつ③で「有」の場合、「別添」のシート名を記入してください。
 ⑤申請額(円)・・・③で「有」の場合、当該申請額を記入してください。

申請額(円)
0

基準額(円)
0

助成上限額(円)(※7)
未記入又は不適切な箇所があります

※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

別添様式(一括申請用)

事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 対象要件の確認

次のア又はイのいずれか該当する方に○を記入してください。

ア 令和2年1月以降、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減収した月(※1, ※2)がある	
---	--

イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※3, ※4)がある	
--	--

- ※1 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月
- ※2 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月
- ※3 平成31年1月から令和元年12月の間に事業を開始した事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間
- ※4 令和2年1月から令和2年3月の間に事業を開始した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間

注) 以下の経営支援策を受けている事業所(法人)は対象外となります。

- ・持続化給付金
- ・持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)
- ・家賃支援給付金
- ・その他本事業と支援内容が重複すると市長が認める国の支援策

2. 生産活動収入の状況(※5)

※5 生産活動収入の状況を確認できる書類(財務諸表等)も併せて御提出ください。

(1) 直前の事業年度の生産活動収入の総額(円)(※6)	
------------------------------	--

※6 1の※1に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

(2) 次のア又はイの該当する方いずれかの空欄に数字を記入してください。

ア 1のアに該当する場合

① 前年同月比で50%以上減収した月の生産活動収入(円)	
② 前年同月の生産活動収入(円)	
③ 前年同月比	

イ 1のイに該当する場合

① 連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間の生産活動収入(円)	
② 前年同期の生産活動収入(円)	
③ 前年同期比	

3. 申請額及び内訳

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
申請額	0	

申請額(円)

0

基準額(円)

0

助成上限額(円)(※7)

未記入又は不適切な箇所があります

※7 法人上限額の200万円の範囲内で、申請額又は基準額の低い方が助成上限額となります。

第2号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付決定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金については、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由)
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱第7条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
- (2) 要綱第7条の規定に基づき申請された事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
- (4) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
- (5) 上記の各号のほか、この補助金は要綱に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (6) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をする

ことができなくなります。

- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第10条関係）

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 印 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第4号様式（第12条関係）

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 印 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により，事業実績を報告します。	
事業所名称	
サービス種別	就労継続支援A型 就労継続支援B型
所在地	
交付決定額	
精算額	
完了年月日	
添付資料	<input type="checkbox"/> 実績額内訳書（別紙2） ※事業所・施設別に作成のこと <input type="checkbox"/> 経費の支払を確認することができる資料（領収書（写し）等） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める資料

別紙2 実績額内訳書

報告日	令和
法人名	
事業所名	
事業所番号	
代表者名	

1. 補助金交付額(円)

--

2. 支出額及び内訳(別添可)

※支出の内容がわかる領収書を添付すること

科目	支出額(円)	用途・品目・数量等
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
支出額	0	

受領額(円)
0

支出額
0

返納額
0

第5号様式（第13条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付け京都市指令第 号で交付決定した京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

事業所名称

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

京 都 市 長 様

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

印

年度京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した上記補助事業に関する年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、報告します。

記

1 事業所名称

2 所在地

3 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。

第7号様式（第17条関係）

京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金交付決定取消通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付で交付決定しました下記補助事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 京都市就労継続支援事業所生産活動活性化支援事業補助金
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 決定取消しの理由